

AKR版HACCP適合認定制度 実施要領

2019年3月
一般社団法人AKR共栄会

1. 総則

1.1 目的

一般社団法人AKR共栄会（以下「本会」という）は、食品衛生管理の国際基準であるHACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point）の考えを取り入れた衛生管理について、「AKR版HACCP衛生管理計画」に適合した中小の食品産業関連事業者を認定すること（以下「AKR版HACCP適合認定制度」という）により、各事業者における持続可能な取り組みを支援し、「食の安全・安心」に貢献することを目的とする。

1.2 実施体制

「AKR版HACCP適合認定制度」は、以下の体制で運営する。

- (1) 認定主体
本会が認定主体となる。
- (2) 事務局
本会内に設置し、「AKR版HACCP適合認定制度」に係る業務及び普及促進活動等を行う。
- (3) 委員会
事務局に諮問機関として、「適合認定委員会」を置く。
適合認定委員会は、食品関連事業者における「食の安全・安心」の取り組み等に関する専門家や学識経験者によって構成し、認定アドバイザーの適合認定現地確認を基に、事業者の認定・登録の可否等を審議する。

1.3 適合認定マーク

「AKR版HACCP適合認定マーク」（以下「適合認定マーク」という）の商標権は、本会が保有する。適合認定された事業者、認定アドバイザー及び事務局等は、「HACCP適合認定制度マーク使用規程」に基づき、「適合認定マーク」を業務に使用することができる。

2. 事業者の認定・登録

2.1 基本的要件

「AKR版HACCP適合認定制度」において適合認定を受けようとする事業者は、本会に入会し、策定されたガイドラインに基づき、以下の各号を満たした取り組みを適切に実施すると

もに、認定アドバイザーによる所定の現地確認を受け、適合認定委員会の審議を経て認定・登録されるものとする。

- (1) ガイドラインに基づき、計画（Plan）、計画の実施（Do）、取り組み状況の確認・評価（Check）及び全体の評価と見直し（Action）の、PDCAサイクルのマネジメントシステムを適切に構築していること。
- (2) ガイドラインに基づき、構築されたAKR版HACCP衛生管理の取り組みを適切に運用していること。
- (3) ガイドラインに基づき、AKR版HACCP衛生管理の取り組みをホームページ等で公表していること。

2.2 業種別ガイドラインによる事業者の認定・登録

本会が個別の業種に適合した業種別ガイドラインを策定した場合は、その業種に該当する事業者に係るHACCP適合認定・登録にあたっては、当該業種別ガイドラインの内容を基準とする。

2.3 認定アドバイザーによる現地確認

「AKR版HACCP衛生管理」に取り組み、認定・登録を希望する事業者（以下受審事業者という。）は、以下の手順により認定アドバイザーによる現地確認を受けなければならない。

- (1) 認定アドバイザーは事務局からの連絡を受けて、必要書類等を受領し、書類審査を行う。
- (2) 書類審査により、認定アドバイザーあるいは受審事業者が、現地確認実施前に、指導・助言の必要があると判断した場合は、双方の了解のもと、1回に限り現地におけるアドバイスを行うことができる。
- (3) 書類審査の結果、ガイドラインに適合していると認められた受審事業者は、認定アドバイザーによる現地確認を受ける。
- (4) 認定アドバイザーは、現地確認の結果を「AKR版HACCP適合認定報告書（以下「適合認定報告書」という。）」として取りまとめ、事務局ならびに受審事業者に送付する。
- (5) 受審事業者は、認定アドバイザーの適合認定報告書について異議がある場合は、適合認定委員会にその旨を申し立てることができる。

2.4 登録手続規程の遵守

「AKR版HACCP適合認定制度」に基づく適合認定の申込みをした受審事業者は、事務局が定める「AKR版HACCP適合認定・登録手続規程」を遵守しなければならない。

2.5 適合認定委員会による審議

適合認定委員会による審議は、次の手順によって行う。

- (1) 適合認定委員会は、送付された適合認定報告書等により、認定・登録の可否を判定する。

- (2) 事務局は、適合認定委員会における審議の内容を確認し、適合認定結果を受診事業者に通知する。
- (3) 事務局は、ガイドラインに適合していると判定された受審事業者には適合認定結果を送付する。
- (4) 受審事業者は、適合認定委員会の判定結果について異議がある場合は本会にその旨を申し立てることができる。

2.6 事業者の認定・登録

受審事業者の認定・登録は、次の手順によって行う。

- (1) 事務局から適合認定委員会の適合認定の通知を受けた受審事業者は、本会に入会し、定められた会費を納付しなければならない。
- (2) 本会は、入会した受審事業者を、「AKR版HACCP適合認定事業者（以下「認定事業者」という。）」として登録する。
- (3) 本会は、認定事業者に適合認定証を送付するとともに、事業者名及び認定内容をホームページにより公表する。

2.7 認定・登録の期間

認定事業者の認定・登録の期間は1年間とする。

2.8 認定・登録の更新

認定・登録の更新は、次の手順で行う。

- (1) 認定事業者は、認定・登録を受けた後、1年以内に認定アドバイザーによる所定の現地確認を受けなければならない。
- (2) 現地確認により、ガイドラインに適合していると認められた事業者は、適合認定委員会が審議の上、認定・登録を更新することができる。
- (3) 更新認定の手続き等は、2.1～2.6の規定を準用する。

2.9 認定・登録範囲の変更

認定事業者が、その認定・登録期間中に認定・登録の範囲の変更あるいは拡大等を希望する場合は、次の手順で行う。

- (1) 認定・登録範囲の変更を希望する事業者は、所定の書式により事務局に、認定・登録範囲の変更の申し込みを行う。
- (2) 事務局は、申込内容を確認し、原則として更新適合認定の際に、変更する部分の追加認定を実施する。
- (3) 適合認定委員会は、認定アドバイザーから送付された現地確認報告書等により、認定・登

録範囲の変更部分の認定・登録の可否を審議する。適合認定委員会による審議の手順については、2.5の規定を準用する。

- (4) 認定・登録範囲を変更した場合、本会は新たな認定証を発行する。
- (5) 認定事業者の移転（住所変更）は、原則として、認定・登録範囲の変更として取り扱う。
- (6) 認定事業者の名称変更、移転（AKR版HACCP衛生管理の大きな変化のない場合に限る。）等があった場合、認定事業者は、所定の書式により、認定業者名、住所等の変更を、事務局に届け出る。事務局は、認定・登録範囲に変更が無いことを確認し、新たな認定登録証を発行する。この場合、認定・登録期間は、当初の期間の残余期間とする。

2.10 事務局による調査

事務局は、業務上必要と判断した場合、認定事業者に対して、AKR版HACCP適合認定制度の認定・登録に関し立ち入りを含む調査を実施することができる。

2.11 事業者の機密等の保持

本会及び認定アドバイザーは、受審事業者及び認定事業者の業務上知り得た情報及び入手した業務に関する情報（既に事業者が公開している企業情報を除く）について、その管理を適正に行うとともに、その機密を保持し、これらを第三者に開示してはならない。ただし、法的要請による場合は受審事業者及び認定事業者に事前に通知した上で情報を開示することができる。また、この機密保持は適合認定の終了後も継続する。

3. 認定アドバイザーの業務

認定アドバイザーは、以下の業務等を行う。

- (1) 本会により選任された認定アドバイザーは、受審事業者と協議の上、適合認定計画を策定し、受審事業者及び事務局に通知する。
- (2) 認定アドバイザーは、適合認定計画に基づいて受審事業者のガイドラインへの適合状況について現地確認を実施し、その適合の可否を判断し、その結果を適合認定報告書として取りまとめ事務局に報告する。
- (3) 認定アドバイザーは、適合認定を継続して担当することができる。
- (4) 認定アドバイザーは、受審事業者がガイドラインへの適合及び食の安全・安心等への理解を深め、適切な取り組みが行うことができるよう、現地確認開始時から終了時までの間に、必要な指導・助言を行うことができる。
- (5) 認定アドバイザーは、受審事業者の現地確認を行うにあたって、本会が定めた「HACCP適合認定制度認定・登録手続規程」、及び事務局が制定する内規を遵守するとともに、事務局からの要請に基づき、必要な報告を本会に行わなければならない。

4. 事務局の業務

4.1 業務内容

事務局は以下の業務を行う。

- (1) 受審事業者からの適合認定の申込を受け付けること
- (2) 認定アドバイザーを選任すること
- (3) 認定アドバイザーより適合認定報告書の送付を受け付けること
- (4) 適合認定委員会を開催し、適合認定の可否を判定すること
- (5) AKR版HACCP適合認定制度の普及促進を図ること
- (6) 認定アドバイザーの能力向上を図るため必要な取り組みを行うこと
- (7) その他AKR版HACCP適合認定制度運営に必要な業務を行うこと

4.2 事務局の認定に関する規程の遵守等

事務局は、適合認定の業務の実施にあたり「AKR版HACCP適合認定制度事務局規程」、「AKR版HACCP適合認定制度認定・登録手続規程」ならびに関係する内規を遵守し、本会の指示に従うとともに、要請に基づき必要な報告を行う。

5. 規程等の制定

本実施要領に定めのない事項については、本会が別途規程等を定めるものとする。

以上